

1

2 5-1 研修実施期間の評価

3

4 研修医は、2年間の研修期間について、以下に定める休止
5 期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と
6 認められるべきではない。

7

8 (1) 休止の理由

9 研修休止の理由として認められるものは、傷病、妊娠、出
10 産、育児、その他正当な理由（研修プログラムで定められた
11 年次休暇を含む）とするべきである。

12

13 (2) 最低履修期間等についての基準

14 研修期間（2年間）を通じた休止期間の上限は90日（研
15 修機関（施設）において定める休日は含めない）とするべき
16 である。

17 ただし、原則として、内科については6月以上、外科、
18 救急（麻酔科を含む）についてはそれぞれ3月以上（但し、
19 救急は連続した1月以上の期間と不連続の宿日直期間を合わ
20 せて3月以上でも可とする）、それ以外の必修科目につい
21 ては、各分野1月以上の最低履修期間を確保することが必要
22 である。これを満たしていない場合は、選択科目の期間を利
23 用する等により、研修期間内に各科目の最低履修期間を満た
24 すよう努めるべきである。

25

26 (3) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

27 研修期間終了時に当該研修医の研修の休止期間が90日を
28 超える場合には未修了とするべきである。この場合、原則と
29 して引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を